

地方自治法第199条第7項に基づき、令和7年度に実施した財政援助団体等の監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年3月25日

日野町代表監査委員 東 源一郎

監査結果

1. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
2. 監査の種類 財政援助団体等に対する監査
3. 監査等の概要
 - ア. 監査等の実施期間および監査対象課等
令和8年2月20日（金）
生涯学習課・（公財）日野町文化振興事業団
 - イ. 監査等の対象とした事項および範囲（令和6年度決算ベース）
町民会館指定管理料 92,008,000円
 - ウ. 監査手続
関係証拠書類の提出を求め、説明を受け、質疑応答により実施
 - エ. その他監査等の目的、着眼点
指定管理料の交付目的、対象事業の内容、公益性の必要性、算定方法、
証拠書類の整備、事務手続の適正等主眼に監査した。
4. 監査結果
 - ア. 監査等による事務の執行、事業の管理状況についての意見
町および団体における運営等の公的管理に誤りのないことを認めます。
日野町文化振興事業団においては、平成5年1月の日野町町民会館わたくしホール開館当初から任意団体として、令和元年2月には一般財団法人、令和3年12月に公益財団法人へと移行され30年間にわたり、わたくしホール虹の管理運営と日野町の文化の普及と振興に寄与されている。令和6年度の文化事業においても隔年開催の野外フェスの開催、コロナで中断していた事業などを新たな形での開催をされるとともに、若者に人気のお笑い芸人による公演の開催ではSNSによるインスタグラム広告という新たな手法を用いて多数の集客をされたと伺いました。このことにより地域住民が文化芸術に触れる機会を継続して提供することや広報・宣伝活動の努力は評価できるものです。引き続き事業団の自主性を活かして、町民の文化水準の向上と芸術の振興を図り、誰もが来館したくなる利用しやすい施設として町民会館の管理運営を行われることを期待するものです。
 - イ. 指摘事項
なし